

佐賀県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 9月30日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第85号

佐賀県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員等の旅費支給規則（昭和29年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(旅行命令簿等の記載事項及び様式)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 旅費事務システム（旅費事務システムによる旅費支給事務等の処理に関する規則（平成18年佐賀県規則第85号）第2条第1項に規定する旅費事務システムをいう。以下同じ。）<u>及び報酬・賃金管理システム（報酬・賃金管理システムによる報酬又は賃金支給事務等の処理に関する規則（平成19年佐賀県規則第65号）第2条第1項に規定する報酬・賃金管理システムをいう。以下同じ。）</u>を利用する場合は、前項の旅行命令簿等の記載事項に相当する内容を表示する画面をもって、同項の旅行命令簿等に代えるものとする。</p>	<p>(旅行命令簿等の記載事項及び様式)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 旅費事務システム（旅費事務システムによる旅費支給事務等の処理に関する規則（平成18年佐賀県規則第85号）第2条第1項に規定する旅費事務システムをいう。以下同じ。）<u>、報酬・賃金管理システム（報酬・賃金管理システムによる報酬又は賃金支給事務等の処理に関する規則（平成19年佐賀県規則第65号）第2条第1項に規定する報酬・賃金管理システムをいう。以下同じ。）</u><u>その他の電子計算組織</u>を利用する場合は、前項の旅行命令簿等の記載事項に相当する内容を表示する画面をもって、同項の旅行命令簿等に代えるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。